

社会福祉法人白川学園
役員報酬規程

社会福祉法人 白川学園

社会福祉法人白川学園役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白川学園（以下「法人」という。）定款第8条及び21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）に対する報酬及び費用の弁償（以下「報酬等」という。）について事項を定め、適正な事務運営を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 法人定款第5条に規定する評議員並びに第15条に規定する役員とする。

(支給金額等)

第3条 役員等に支給する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 報酬は、評議員会または、理事会、監事による監査出席1回につき5,000円を支給する。
- (2) 費用の弁償は、支給しない。

附則

この規程は、令和元年5月30日から施行する。